

## 用地調査点検等技術業務積算基準 新旧対照表

赤字下線：今回改正箇所

(R3.3.26 改正)

新	旧				
用地調査点検等技術業務費積算基準	用地調査点検等技術業務費積算基準				
<b>第1 適用範囲</b> この積算基準は、用地調査点検等技術業務を委託する場合の業務費を積算するときに適用するものとする。  (省略)	<b>第1 適用範囲</b> この積算基準は、用地調査点検等技術業務を委託する場合の業務費を積算するときに適用するものとする。  (省略)				
<b>2 各構成費目の積算</b> (1) 直接人件費 直接人件費を積算する際の基準日額は、原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。 (2) 直接経費 直接経費は、第2 2(1)2)の各項目について必要額を積算するものとし、第2 2(1)2)の各項目以外については、その他原価として計上する。 1) 材料費等 材料費等は、次式により積算した額を計上する。この場合の計上額は1円単位（1円未満切捨て）とする。 $(材料費等) = (直接人件費) \times 7\%$ 2) 旅費交通費 <u>宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算する。</u> <u>往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。</u> <u>現地条件等により下記表によりがたい場合は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3を適用する。</u>	<b>2 各構成費目の積算</b> (1) 直接人件費 直接人件費を積算する際の基準日額は、原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。 (2) 直接経費 直接経費は、第2 2(1)2)の各項目について必要額を積算するものとし、第2 2(1)2)の各項目以外については、その他原価として計上する。 1) 材料費等 材料費等は、次式により積算した額を計上する。この場合の計上額は1円単位（1円未満切捨て）とする。 $(材料費等) = (直接人件費) \times 7\%$ 2) 旅費交通費 <u>① 旅費交通費を積算するに当たっては、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節 積算基準1-3 旅費交通費を適用する。</u> <u>② 打合せ協議の歩掛には往復旅行のための時間にかかる基準日額が含まれる。これに要する旅費交通費は往復旅行に係わる交通費のみを計上する。</u>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;"><u>旅費交通費</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">用地調査点検等技術業務</td> <td style="padding: 5px;"><u>直接人件費の1.62%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;"><u>注 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。</u></p> <p>(省略)</p>	区分	<u>旅費交通費</u>	用地調査点検等技術業務	<u>直接人件費の1.62%</u>	(省略)
区分	<u>旅費交通費</u>				
用地調査点検等技術業務	<u>直接人件費の1.62%</u>				

新	旧																
<p>(省略)</p> <p>④ 建物等の法令適合性</p> <p>建物等の法令適合性の点検・調製確認を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、<u>第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）</u>とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の点検・調製確認を行うもので、その区分は表5－10によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表5－11により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表5－10</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>区 分 の 細 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法令適合性 (1)</td><td>木造建物（建築基準法<u>第61条</u>に該当する建築物）</td></tr> <tr> <td>法令適合性 (2)</td><td>木造建物（建築基準法第35条、<u>第61条</u>に該当する建築物）</td></tr> <tr> <td>法令適合性 (3)</td><td>木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）</td></tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	区 分	区 分 の 細 目	法令適合性 (1)	木造建物（建築基準法 <u>第61条</u> に該当する建築物）	法令適合性 (2)	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条</u> に該当する建築物）	法令適合性 (3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）	<p>(省略)</p> <p>④ 建物等の法令適合性</p> <p>建物等の法令適合性の点検・調製確認を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、<u>第61条（防火地域内の建築物）</u>及び<u>第62条（準防火地域内の建築物）</u>とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の点検・調製確認を行うもので、その区分は表5－10によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表5－11により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表5－10</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>区 分 の 細 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法令適合性 (1)</td><td>木造建物（建築基準法<u>第61条</u>及び<u>第62条</u>に該当する建築物）</td></tr> <tr> <td>法令適合性 (2)</td><td>木造建物（建築基準法第35条、<u>第61条</u>及び<u>第62条</u>に該当する建築物）</td></tr> <tr> <td>法令適合性 (3)</td><td>木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）</td></tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	区 分	区 分 の 細 目	法令適合性 (1)	木造建物（建築基準法 <u>第61条</u> 及び <u>第62条</u> に該当する建築物）	法令適合性 (2)	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条</u> 及び <u>第62条</u> に該当する建築物）	法令適合性 (3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）
区 分	区 分 の 細 目																
法令適合性 (1)	木造建物（建築基準法 <u>第61条</u> に該当する建築物）																
法令適合性 (2)	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条</u> に該当する建築物）																
法令適合性 (3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）																
区 分	区 分 の 細 目																
法令適合性 (1)	木造建物（建築基準法 <u>第61条</u> 及び <u>第62条</u> に該当する建築物）																
法令適合性 (2)	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条</u> 及び <u>第62条</u> に該当する建築物）																
法令適合性 (3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）																

新					旧				
(省略)					(省略)				
(3) 設計表示単位					(3) 設計表示単位				
1) 設計表示単位の取扱い					1) 設計表示単位の取扱い				
① 設計表示単位及び数位は、次項以降の2)設計表示単位一覧のとおりとする。					① 設計表示単位及び数位は、次項以降の2)設計表示単位一覧のとおりとする。				
② 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。					② 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。				
③ 2)設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は2)設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。					③ 2)設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は2)設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。				
④ 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。					④ 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。				
⑤ 設計表示単位及び数位の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。					⑤ 設計表示単位及び数位の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。				
⑥ 契約数量は設計計上数量とする。					⑥ 契約数量は設計計上数量とする。				
⑦ 設計表示数位に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。					⑦ 設計表示数位に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。				
2) 設計表示単位一覧					2) 設計表示単位一覧				
用 地 調 査 点 檢 等	工種		種 別		細 別		設 計 表 示 単 位		備 考
							單 位		數 位
	打合せ協議		打合せ協議		業務		1		
	作業計画の策定				業務		1		
	用地調査等の工程管理補助		工程管理補助		回		1		
	調査書等の点検・調製確認		用地測量		業務		1		
	権利者確認調査（当初）				業務		1		
	権利者確認調査（追跡）		10人当たり		1				
	木造建物		棟		1				
	木造特殊建物		棟		1				
	非木造建物		棟		1				
	建物等の法令適合性		棟		1				
	機械設備		事業所		1				
	生産設備		設備又は箇所		1				
	附帯工作物（住宅敷地、農家敷地）		戸		1				
	附帯工作物（工場等の敷地）		箇所		1				
	附帯工作物（独立工作物）		箇所		1				
	立竹木（用材林）		m <sup>2</sup>		100		(注)		
	立竹木（薪炭林）		m <sup>2</sup>		100		(注)		
	立竹木（収穫樹）		m <sup>2</sup>		100		(注)		
	立竹木（竹林）		m <sup>2</sup>		100		(注)		
	立竹木（苗木（植木畑））		m <sup>2</sup>		100		(注)		
	庭園		箇所		1				
	墳墓等		m <sup>2</sup>		1				
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者		1				
	照応建物の設計案の作成等		案		1				
	営業		事業所（企業）		1				
(省略)					(省略)				